

平成31年4月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

平成31年4月26日（金）午前9時30分から9時57分

2 開催場所

市役所 3階 第3委員会室

3 教育長及び委員

教育長	鍛代 英雄
委員（教育長職務代理者）	菅原 順子
委員	永井 武義
委員	重田 恵美子

4 説明のために出席した職員

教育部長	谷亀 博久
学校教育担当部長	石渡 誠一
参事（兼）教育総務課長	古清水 千多歌
参事（兼）歴史文化担当課長	立花 実
参事（兼）教育センター所長	橋口 龍郎
学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	今井 仁吾
社会教育課長	小谷 裕二
図書館・子ども科学館長	倉橋 一夫

5 会議書記

教育総務課 総務係長	大澤 貴之
------------	-------

6 傍聴人

0名

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 教育長職務代理者報告

【非公開】

日程第4 議案第13号 伊勢原市社会教育委員の委嘱について

----- ○ -----
午前9時30分

開会

○教育長【鍛代英雄】 定刻となりました。

本日は、渡辺委員より所用のため、欠席する旨の報告がありました。5名中4名出席し、定足数に達しておりますので、ただいまより教育委員会会議を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。本日、審議いたします日程第4、議案第13号につきましては、人事に関することでございます。このため、日程第4、議案第13号につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づき非公開としたいと考えますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって、日程第4、議案第13号につきましては、非公開とさせていただきます。

----- ○ -----

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】

日程第1、前回議事録の承認について、お願いいたします。

○教育長及び委員全員 承認

----- ○ -----

日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 続きまして、日程第2「教育長報告」をいたします。本日は4件ございます。本日の報告事項は全て学校教育担当部長の所管となりますので、一括して学校教育担当部長から報告をいたします。ご質問などは全ての報告が終わってからお願いいたします。

学校教育担当部長。

○学校教育担当部長【石渡誠一】

それでは、1点目、「伊勢原市教科用図書採択検討委員会の設置について」。今年度実施をいたします、平成32年度に使用する教科用図書の採択手続きに向けた、伊勢原市教科用図書採択検討委員会の設置について報告いたします。資料はございません。

今年度は、平成32年度より使用する小学校全教科の教科用図書の新指導要領全面実施による採択替えの年となっております。また、「特別の教科 道徳」を除く中学校全教科の教科用図書についても採択をすることとなります。

したがって、その採択に関しては、伊勢原市教科用図書採択検討委員会におい

て、設置要綱に基づき、委員を委嘱し、必要な事項について調査検討を行うこととなります。

なお、中学校「特別の教科 道徳」以外の各教科の教科用図書については、平成32年度1年間のみ使用となります。昨年度の検定に新たに合格した教科用図書がなく、平成32年度に使用される教科書の内容は現行の教科書と同一のものとなります。そのため平成27年度に調査した結果を参考にしながら検討することとなりますので、御承知おきくださるようお願いいたします。

続きまして2点目、「平成30年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」結果について、報告いたします。資料1をご覧ください。

平成30年度における体罰の実態把握に関して、平成31年2月に、本市小中学校の全児童・生徒及びその保護者、そして全教職員を対象に調査を行いました。

例年の通り、児童・生徒及び保護者については、学校に設置した箱に本人が直接投函する方式で実施いたしました。

回収された調査票のうち体罰に関する記載がされていた調査票について、詳細な事実関係の確認を行ったところ、記載された内容については体罰にあたらぬということ結論付けいたしました。

しかしながら、体罰にあたる認められない事案についても、当該教職員へは、適切な指導に努めるよう、当該校長から指導を行っております。

なお、3月7日の市の校長会において、本調査の結果について説明し、言葉の暴力等も含めた体罰の防止、また児童・生徒指導の充実についての取組を引き続き要請するとともに、児童・生徒や保護者がいつでも相談できる機関や、窓口について周知するよう改めて依頼いたしました。

教育委員会といたしましては、今後も市教育委員会が行う各種の会議や研修会等において、体罰防止及び適切な児童・生徒指導の充実を図り、教職員の資質・能力、また、指導力の向上に努めてまいりたいと考えております。

この件につきましては以上でございます。

次に3点目、「教員の働き方改革に向けた取り組みの基本方針について」、報告いたします。資料2をご覧ください。

我が国の学校及び教員は、学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、児童・生徒の状況を総合的に把握して指導を行っていますが、社会や経済の変化に伴い学校が抱える課題は、生徒指導上の課題や障害により特別な支援を要する児童・生徒の増加、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加等、より複雑化・多様化しています。

また、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する期待は、学習指導の充実に対する要請と相まって、教員の長時間勤務という形で表れており、その状況は、平成29年4月に文部科学省が公表した「教員勤務実態調査の集計」や本市が毎年実施している「超過勤務・休憩時間等についての実態調査」の結果により示されており、その解消が喫緊の課題となっています。

こうした中、平成30年2月に文部科学省から「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組

の徹底について」が通知され、授業やその準備に集中できる時間、教師自ら専門性を高めるための研修の時間や児童・生徒と向き合うための時間を十分確保し、教員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童・生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるように必要な取組の徹底を求めています。

このため、昨年度、本市では、労働安全衛生法の規定に則り設置している学校教職員安全衛生委員会の委員である小中学校の校長と衛生推進者から意見を頂戴するなどして基本方針を策定しました。

詳細は、後ほどご覧いただきたいと存じますが、基本方針は、大きく分けて、教員の担うべき業務に専念できる環境づくり、部活動における負担軽減、教職員の働き方の見直し、学校現場支援体制の強化の4つで構成しています。

今後、この基本方針に則り、教育委員会として取り組んでまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

本件については、以上でございます。

次に、4点目として、このたび「伊勢原市の部活動の在り方に関する方針」を策定いたしましたので報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。

本方針の策定に当たっては、部活動顧問の教員、部活動指導協力者、保護者の代表で構成する伊勢原市部活動の在り方検討委員会を中心に検討を重ねてまいりました。検討委員会では、各委員、それぞれのお立場から様々なご意見をいただくことができました。それらのご意見やこれまでの検討内容を踏まえ、方針を策定いたしました。

また、各学校におきましては、本方針を踏まえ、「各学校の活動方針」を策定しているところです。

なお、新年度に合わせて、「伊勢原市の部活動の在り方に関する方針」は、すでに市のホームページ上に公開しておりますことも併せてご報告させていただきます。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 報告は以上でございます。ご質問やご意見などがありましたらお願いいたします。

菅原委員。

○委員【菅原委員】 初めに、体罰について。体罰にあたるような事案はなかったということですが、児童・生徒あるいは保護者から、これは体罰ではないかと調査票に記載があったものに対して、当該教職員への指導は校長が行っているとのことですが、訴えた児童・生徒、保護者に対しては、何かフィードバックのようなことは行っているのでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 調査票に氏名の記載があれば、当然、児童・生徒あるいは保護者に対して説明等のフィードバックをさせていただきますが、氏名の記載がない場合は、本人確認ができませんので、事実確認はいたしますが、記載した側への説明は行っておりません。

○教育長【鍛代英雄】 菅原委員。

○委員【菅原委員】 調査票への記載を行った児童・生徒、保護者としては、何らかのフィードバックを求めて記載したと思うので、「伝えても何も変わらない。」とか、「何も結果を得ることができなかった。」とか、失望感につながることはないようにしていただきたい。記載した相手へ直接フィードバックすることは難しいとしても、学級全体なりにフィードバックがあってもよいのではないかと。

○教育長【鍛代英雄】 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 おっしゃることは理解いたしますが、調査票に記載された内容をどのように全体に広げていくかについては内容によっては非常に難しく、今後はどのように対応できるか学校と相談し検討していきたいと考えます。ただし、内容によっては、非常に難しいということをご理解いただきたいと思えます。

○教育長【鍛代英雄】 菅原委員。

○委員【菅原委員】 以前そういう訴えを聞いたことがあるので。もちろん、何らかの意図があつてのでち上げの訴えは論外ですが、その子にとっては体罰を受けたと感じたからこそ、調査票に記載したはずなので、何らかの形でフィードバックをすることができれば、本人あるいは保護者にとっては訴えた行動が有効だったと思うことができると思います。

○教育長【鍛代英雄】 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 ご意見を受け止めてまいりたいと思えます。

○教育長【鍛代英雄】 次のご質問をどうぞ。菅原委員。

○委員【菅原委員】 教員の働き方改革に向けた取組の基本方針について、これは最終版でしょうか。文言についていくつか意見があるのですが。

まず、「はじめに」のページの1段落目の3行目、学校が抱える課題は、不登校や家庭的な事情等、様々あることから、「障害」を「障害等」という表現に改めたらどうでしょうか。

2段落目の1行目、「人間の予測を超えて進展する」と3行目、「予測不可能な」、また、3段落目の2行目、「表れており」と5行目、「示されており」は、表現が重複しており、表現を統一修正した方が良いと思えます。

6段落目、2行目、3行目に「踏まえて」という表現があり、少々くどく感じるので、整理した方が良いと思えます。

以上の文言について、修正等のお考えはいかがでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 最初の部分につきましては、県教育委員会では、文部科学省から、今年度の前半を目途に基本方針の策定を行うとしております。本市の基本方針については、文部科学省の文書、中央教育審議会の答申を踏まえて策定したものです。

今後、県教育委員会の方針が策定された際には、その方針を踏まえて本市の方針を改定することも考えていますので、表現の修正等についてもその時に検討させていただきます。

○委員【菅原委員】 了解いたしました。

それでは、次に1ページ目、「(1) 教育相談・支援体制の拡充」の2行目、「様々な悩み、相談」とは誰のものでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 教育相談の対象者は、児童・生徒及び教職員であり、全ての関係者のことです。

○委員【菅原委員】 2ページ目、「(6) 不登校対策の強化」について、支援体制とは具体的にどのようなものでしょうか。また、支援体制の強化が働き方改革にどのようにつながるのでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 具体的な支援体制とは、教育委員会や学校全体でさらなる支援の体制づくりを行うということで、支援体制の強化を図ることで教員の負担軽減につなげていきたいと考えております。

○委員【菅原委員】 了解いたしました。

次に、伊勢原市の部活動の在り方に関する方針につきましても、文言修正ですが、4ページ、「ア 学期中の扱いについて」は、最後の括弧を削除、次に、「4 おわりに」の2行目、「学校単位で」を「学校単位での」に修正した方が良いと思います。

○教育長【鍛代英雄】 字句の修正については、適宜対応していきたいと思ます。

○委員【菅原委員】 了解いたしました。

○教育長【鍛代英雄】 「教員の働き方改革に向けた取組の基本方針」及び「伊勢原市の部活動の在り方に関する方針」につきましても、これで決定ということではなく、今後、県や他の自治体の動向を情報収集し、適宜見直しを行ってまいりますので、お気づきの点があれば、引き続きご意見をいただければと思います。

それでは、議事を進めます。

日程第3、「教育長職務代理者報告」について、菅原委員お願いいたします。

○委員【菅原委員】 4月15日、月曜日、午前11時より、厚木市役所第2庁舎16階会議室において、平成31年度神奈川県市町村教育委員会連合会総会が開催されました。昨年度からの会長であった厚木市教育長職務代理者、山田一夫様が、清川村の教育長になられたため、後任の厚木市職務代理者である杉山繁雄様が新会長となりました。

杉山新会長のもと、平成30年度の事業報告、決算報告及び平成31年度の役員案、事業計画案、予算案について審議が行われ、いずれも可決、承認されました。

なお、役員につきましても、資料4、1ページのとおり、昨年度の役員が2年目となり、来年度からの役員につきましても、8月の役員会で協議される予定です。

次に、総会終了後には情報交換会が開催され、主な話題は、「中学校給食」と「学校の統廃合」についてでした。

まず、中学校給食について、未実施の平塚市、秦野市、寒川町では、検討委員会等での検討の結果、2年から4年以内にセンター方式での開始が決定されたとの報告がありました。

一方、湯河原町では、学校規模や財政難の問題から、中学校給食の実施は考えていないとの報告がありました。

次に、寒川町、二宮町からは、少子化による学校の統廃合について報告がありました。

まず、寒川町では、学校の統廃合により、登校に長時間を要する児童生徒がでてきてしまうことから、教育委員会としては、小中学校が、同じ校舎、敷地を共有する小中併設方式を主張しているとのことでした。

次に、二宮町では、同様の方式により2021年度に小学校を1校減とすることが教育委員会議で可決され、これから地域やPTAに説明を行うとの報告がありました。

それぞれの教育委員会の取り組みの共通点や自治体の規模や事情に応じた相違点を把握することができ、有意義な情報交換会となりました。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 ありがとうございます。ただいまの菅原委員の報告について、ご質問等がございますか。

特にないようですので、進めさせていただきます。

----- ○ -----

【非公開】

日程第4 議案第13号 伊勢原市教育委員の委嘱について

原案のとおり可決決定

----- ○ -----

その他事項

○教育長【鍛代英雄】 それでは、その他ということでございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、事務局から何かありますか。

特にないようですので、最後に来月の定例会の日程についてお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 教育委員会5月定例会は、5月28日、火曜日、午前9時30分から、市役所3階の第2委員会室での開催予定です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

午前9時57分 閉会

----- ○ -----

<配付資料>

- 資料1：「平成30年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」結果
- 資料2：教員の働き方改革に向けた取組の基本方針
- 資料3：伊勢原市の部活動の在り方に関する方針
- 資料4：平成31年度神奈川県市町村教育委員会連合会総会
- 議案

平成31年4月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：平成31年4月26日（金）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第3委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 教育長職務代理者報告

【非公開予定】

日程第4 議案第13号 伊勢原市社会教育委員の委嘱について

その他

閉 会

「平成30年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」結果について

平成31年4月26日

教育指導課

1 調査結果の概要

- 平成30年度間における体罰の実態把握に関して、平成31年2月、伊勢原市立小中学校の全教職員及び全児童生徒（保護者）を対象に標記調査を実施し、その後、詳細な事実関係の確認を行ったところ、結果は次のとおり。

体罰事案 なし

- 他、体罰に当たると認められない事案についても、より適切な指導に努めるよう当該校の校長を通じて当該教職員への指導を行った。

2 調査実施後の対応

- 平成31年3月7日（木）、市校長会において次の内容を実施した。
 - ・ 本調査の経過及び結果の概要について説明し、体罰の防止及び児童生徒指導の充実について、引き続きの取組を要請
 - ・ 児童生徒や保護者がいつでも相談できる機関について、改めての周知を依頼
- 今後、各学校及び市教委が行う各種の会議や研修会等において、本調査結果や「体罰防止ガイドライン（神奈川県教委 H25.7）」等を活用し、引き続き全教職員に対し、体罰防止及び児童生徒指導の充実について徹底を図る。

教員の働き方改革に向けた取組の基本方針

平成31年3月

伊勢原市教育委員会

はじめに

我が国の学校及び教員は、学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、児童・生徒の状況を総合的に把握して指導を行っています。社会や経済の変化に伴い学校が抱える課題は、生徒指導上の課題や障害により特別な支援を要する児童・生徒の増加、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加等、より複雑化・多様化しています。

さらに、情報化やグローバル化といった社会の変化が、人間の予測を超えて進展するようになっており、子どもたちが社会の変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自主的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められていることから、平成29年3月に小・中学校の学習指導要領が改訂され、平成32年度から順次、小・中学校において新学習指導要領が全面実施されます。新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という理念の下、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められており、教材研究や学習評価の改善・充実が求められています。また、標準授業時間数についても、小学校中学年・高学年において年間35単位時間増加することとされています。

一方、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、学習指導の充実に対する要請と相まって、教員の長時間勤務という形で表れており、その状況は、平成29年4月に文部科学省が公表した「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」や、本市が毎年実施している「超過勤務・休憩時間等についての実態調査」の結果により示されており、その解消が喫緊の課題となっています。

こうした中、平成30年2月9日付けで文部科学省から「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」が通知されました。

この通知では、各教育委員会に学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師自ら専門性を高めるための研修の時間や児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるように必要な取組の徹底を求めています。

このため、伊勢原市教育委員会では、この通知及び平成31年1月25日に中央教育審議会が取りまとめた答申を踏まえて3月18日付けで文部科学事務次官から発出された「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（通知）を踏まえて全ての教職員が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進めるために、教員の働き方改革に向けた基本方針を策定しました。

今後は、この基本方針に基づいて教員の働き方改革のための取組を着実に進めていきます。

基本的な取組

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 教員の担うべき業務に専念できる環境づくり | 1 |
| 2 | 部活動における負担軽減 | 3 |
| 3 | 教職員の働き方の見直し | 4 |
| 4 | 学校現場支援体制の強化 | 6 |

1 教員の担うべき業務に専念できる環境づくり

現在教員が担っている業務について、教員の担うべき業務、専門スタッフや事務職員等と連携、分担する業務、地域の協力を積極的に得ながら行う業務、精選する業務を明確にしなが、必要な体制強化を進める。

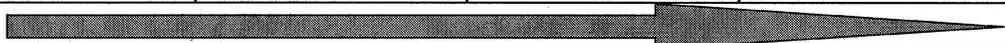
(1) 教育相談・支援体制の拡充（教育委員会）

教育相談員による教育相談の実施やSSW（スクールソーシャルワーカー）に加えて、SSWコーディネーターを配置することにより学校支援体制を拡充し、様々な悩み、相談への早期対応を行う。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施 			

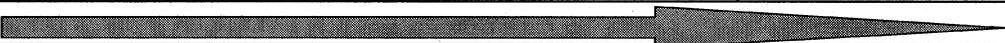
(2) 指導補助員・特別支援介助員の適正配置（教育委員会）

学級数の増加等に応じて指導補助員や特別支援介助員を増員することにより、児童・生徒の基本的な生活習慣や学力の基礎、基本の定着など、きめ細やかなサポートの充実を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施 			

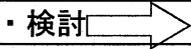
(3) 学校支援ボランティア等の活用推進（教育委員会・学校）

大学生、教員OB等の地域人材を活用し、学習支援スタッフとして配置を拡大する。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施 			

(4) スクール・サポート・スタッフの任用・派遣（教育委員会）

資料の印刷・配布、提出物等の整理、集金業務の補助、プリント等の採点など、学校運営、学校行事の作業を手伝うサポート・スタッフの任用・派遣を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
研究・検討 	試行実施 	拡大実施 	

(5) 学校ICT化の推進（教育委員会・学校）

学校のICT化を推進し、効果的、効率的で分かりやすい授業展開と教材の共有化、事務処理の効率化を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施 			

(6) 不登校対策の強化（教育委員会・学校）

豊かな教育環境をいかして自立支援事業の充実を図り、不登校児童生徒の支援体制の強化を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施			

(7) 学校閉庁日の設定（教育委員会・学校）

長期休業期間において一定期間の学校閉庁日を設け、教職員の健康増進等を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施			

(8) 学校閉校時間の設定（教育委員会・学校）

効率的な業務処理を図るため、学校ごとに学校閉校時間を設定し保護者等へ周知を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
研究・検討	試行実施		

(9) 定時退校日の設定（教育委員会・学校）

週に1回以上、学校ごとに定時に退校する日を設定し、ワークライフバランスの推進を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
研究・検討	試行実施		

(10) 学校徴収金の公会計化（教育委員会）

学校給食費等の学校徴収金の公会計化、一元管理を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
研究・検討			

2 部活動における負担軽減

部活動は、生徒がスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等に資する重要な活動であるため、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮した運営の工夫を図る。

(1) 部活動休養日の設定（学校）

「部活動の在り方に関する方針」に基づき、学期中は、原則として週2日以上部の活動休養日を学校ごとに適切に設定し、生徒の健康と安全に配慮する。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施			

(2) 部活動指導協力者制度の運用（教育委員会）

部活動指導協力者の適正配置に向けた環境整備を進め、部活動支援体制の充実を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施			

3 教職員の働き方の見直し

教職員の働き方において、ワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、心身ともに健康を維持できるよう働き方の見直しを図る。

(1) 業務負担の平準化、標準化の推進（学校）

過度な偏りや負担がないよう、国が作成予定の学校や教師・事務職員等の標準職務モデルを参考にしつつ、校務分掌の平準化、標準化を図り、組織的な業務執行を推進する。また、現在、小学校において実施している教科担当制を引き続き実施する。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施 			

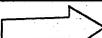
(2) 行事、研修、会議等の効率的・効果的な運用の推進（教育委員会・学校）

既存の行事、計画等の統廃合による見直し、集合研修の工夫、会議の回数縮減、資料の事前配布、終了時間の設定予告による効率的な会議運営などの一層の推進を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施 			

(3) 勤務時間の適正把握（教育委員会・学校）

勤務時間を意識した業務改善に向けて、出退勤時間の客観的な実態把握を行うため、ICカード、システムソフト等の導入を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
研究・検討 	試行実施 	拡大実施 	

(4) 学校事務の共同実施の推進（教育委員会・学校）

複数の学校事務を共同処理する体制の強化を図ることにより、事務職員の学校運営への参画、事務処理の効率化の推進を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施 			

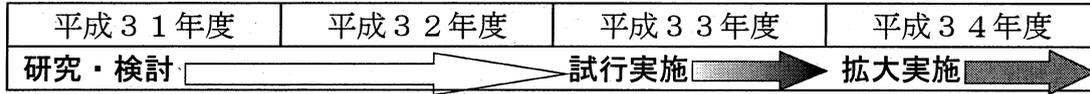
(5) ストレスチェック活用等による労働安全衛生の推進（教育委員会）

業務内容や業務量、サービスなどについて、教職員が不安に感じていることなどを相談しやすい雰囲気づくりの促進を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施 			

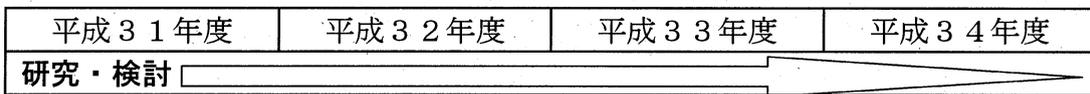
(6) 業務改善方針の推進（教育委員会・学校）

学校と教育委員会が一体となって業務改善を進めるため、客観的な勤務時間の把握と分析とともに、本方針に基づく改善の進捗状況や改善策について確認、検証し、着実な取組の推進を図る。



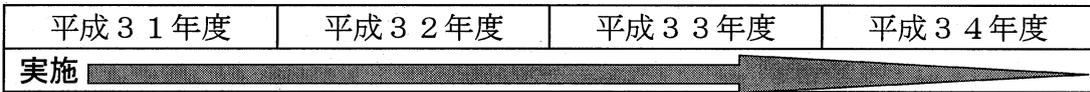
(7) 厚生スペースの充実（教育委員会・学校）

快適な職場環境づくりに向け、リラックスできる休養・休憩スペース環境の充実を図る。



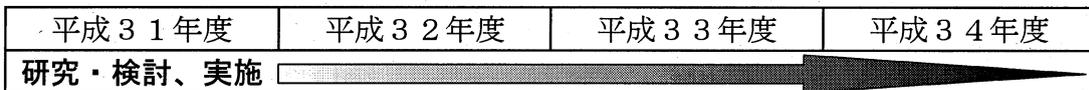
(8) 学校教職員互助会事業の充実（教育委員会・学校）

教職員の心身における健康を伸長するため、学校教職員互助会事業の充実を図る。



(9) 学校マネジメント研修の実施（教育委員会）

教職員のマネジメント能力を高め、業務改善や働き方を見直すための意識改革を進める体系的な研修会を実施する。



4 学校現場支援体制の強化

家庭や地域等を含めたすべての教育関係者が教員という仕事の特性と勤務実態を共有しながら、それぞれの立場で取組を実行し、その効果が児童・生徒に行き渡るようにする。

(1) 教職員定数の改善に係る国・県への要望（教育委員会）

必要な教職員数を確保するため、教職員定数の改善について国・県に要望する。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施			

(2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入（教育委員会・学校）

保護者、地域と連携・協働した「地域とともにある学校づくり」を進めるためのコミュニティ・スクールの導入を図る。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
研究・検討			試行準備	

伊勢原市の部活動の在り方に関する方針

平成31年4月

伊勢原市教育委員会

目次

1	はじめに	1
2	適切な運営のための体制整備	1
	(1) 部活動の方針の策定等	1
	(2) 指導・運営に係る体制の構築	2
3	合理的でかつ効率的・効果的な活動のために	2
	(1) 適切な指導の実施	3
	(2) 休養日及び活動時間帯について	4
4	おわりに	4

1 はじめに

学校の部活動は、学校教育の一環として、芸術文化・スポーツ等に興味関心を持つ生徒が、教員等の指導の下に、自発的・自主的に活動を行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、芸術文化・スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

また、部活動は、授業で得た興味・関心、技能などを発展・充実させるとともに、生涯にわたり文化・スポーツに親しむ能力や態度を育て、併せて体力の向上や心身の健康の保持増進を図るものである。中学校学習指導要領（平成29年告示）総則では、部活動について、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。」とある。学級や学年を離れて生徒が活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教員（部活動顧問）と密接にふれあう場として、学校の活性化などにも大きな意義を有している。従って、中学校の部活動は、学校生活に充実感を与え、中学校の教育活動に多大な貢献を果たしている。上記のことを踏まえ、部活動運営及び指導に当たっては、部活動の有する教育的意義を十分に理解した上で、生徒が参加しやすいように実施形態等を工夫するとともに、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する事が必要である。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

学校長は、教育委員会の「伊勢原市の部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を作成し、部活動説明会等の機会を活用して周知を行う。

部活動顧問は、各校で定められた方式に従い、毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長に提出する。また、年間・毎月の活動計画の作成に当たっては、参加する大会やコンクール等を精査するとともに、家庭で過ごす時間や地域とのふれあい、長期休業における生徒の自主的な活動等の有意義な活動ができるよう配慮する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 教育委員会の取組

教育委員会は、各学校の生徒や教師の人数、地域や保護者の願いも鑑みながら、適切な部活動運営が図られるよう、各学校と緊密に連携をとり支援・指導に努める。また、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、「伊勢原市部活動推進事業」による部活動指導協力者の派遣を行う。

イ 各学校の取組

学校長は、生徒数や教員配置数、部活動指導協力者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、学校の施設・設備、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

学校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の分掌等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

また、学校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容や教員の負担の程度を把握し、効果的な部活動の実施に努める。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動のために

○事故防止、安全確保に注意した指導を心がける。

全国的に見ると、近年も部活動中における生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生している。競技の特性や運動強度等を十分に踏まえた指導をする必要がある。けがや、事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための体制づくりも大切である。日頃の練習量や栄養・休養・睡眠等の生活のバランスについて考え、行動体力を高めるだけでなく、防衛体力を高めるための指導も心がける必要がある。

○肉体的・精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別する。

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴る等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は

許されない。

体罰や暴言を根絶し、生徒や保護者との信頼関係を築きながら、生徒自身が部活動の魅力を実感できるための指導の工夫に努めることが必要である。

なお、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的・合理的な内容、方法により肉体的・精神的な負荷を伴う指導は体罰には当たらないが、生徒の実態等に十分配慮し、適切に活動する。

指導に当たっては、日頃から一人ひとりの生徒理解に努め、コミュニケーションの充実等により、生徒の自主的、自発的な活動を促すよう努める。

(1) 適切な指導の実施

ア 教育委員会の取組

教育委員会では、国の策定した「運動部活動（文化部活動）の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶が徹底されるよう、各校と連携しながら適宜指導を行う。

イ 各学校の取組

各学校での部活動の実施に当たっては、生徒が勝利や入賞等以外の価値観を学ぶことができるよう、新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現や、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するといった部活動が有する教育的意義を踏まえて運営に当たるものとする。

特に運動部では、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解して運営を行う。

また、高すぎる目標や期待により、生徒に与える精神的・肉体的負担が過度にならないように留意し、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められる。そして、生徒の体力の向上や生涯を通じてスポーツや文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当教諭や養護教諭と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うとともに、各競技団体等が作成する指導の手引き等を十分に活用する。

(2) 休養日及び活動時間帯について

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、国や県のガイドラインを踏まえ、以下を基準とする。

ア 学期中の扱いについて

学期中は、原則として週2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

なお、休養日は県のガイドラインに則り、年間52週と考え、104日以上の休養日を各校や地域の実情に応じて設定する。

また、大会・コンクール等の参加に当たっては、生徒の日常の学習活動に支障が無いよう、十分に検討し必ず学校長の許可を得て参加するものとする。

イ 1日の活動時間等について

1日の練習時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度を目安とし、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行う。

なお、活動時間の目安については各部活動において、活動人数や練習場所等を鑑みて、部員一人ひとりの練習時間を一定時間確保できるよう考慮した上で、部活動の有する意義や各種部活動の有する特性、大会開催等の諸事情を十分に鑑みて適切に設定するものとする。

4 おわりに

部活動の運営に当たっては、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備について、長期的には従来の学校単位で活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

このため、伊勢原市においては、本方針を踏まえた部活動の取組を進めるとともに、社会的環境の変化や生徒のニーズを踏まえ、関係機関や保護者、地域と連携協力しながら部活動の在り方について適宜検討していく必要がある。